

スタートアップ育成支援プログラム
「J-Startup」第6次選定
応募要領

2026年10月

経済産業省 イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室

J-Startup事務局

プログラム概要

(1) 目的

日本では、多くのスタートアップが日々新たな挑戦を続けています。

経済産業省は、「世界で戦い、勝てる企業をつくる」という目的のもと、革新的な技術やビジネスモデルにより世界に新しい価値を提供するスタートアップの創出・成長を後押しするため、2018年よりスタートアップ育成支援プログラム「J-Startup」を立ち上げました。

本プログラムは、共同事務局である独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と連携し、選定企業に対して、海外展開支援、研究開発支援、規制改革の対応、入札機会の拡大等、政府機関による各種支援を実施してきました。あわせて、本プログラムに賛同する民間企業等で構成される「J-Startup Supporters」による支援を集中的に行うことで、スタートアップの成長に寄与してきました。

一方、近年、スタートアップを取り巻く事業環境や成長プロセスは大きく変化しており、グローバル市場を前提とした資金調達や事業展開を行う企業の増加など、成長形態は一層多様化しています。加えて、日本経済を牽引する、より大規模で国際競争力を有するスタートアップの創出が、これまで以上に求められています。

このため、本プログラムをリニューアルし、グローバル規模での資金調達や事業展開を目指す企業など、多様な成長形態を有するスタートアップも選定するため、従来の推薦制による選定に加え、新たに公募制も導入することといたしました。

(2) 選定対象

革新的な技術やビジネスモデルを持ち、グローバル市場で急成長し、日本のイノベーションを牽引する可能性のあるスタートアップ

(3) 応募要件

- ① 会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社を除く。）であること。
- ② J-Startup未選定企業であること。（J-Startup地域版の選定企業は応募可能）
- ③ 重大な法令違反及び公序良俗に反する行為がないこと。
- ④ 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 選定方法

選定にあたっては、次の評価項目において客観的な定量情報や有識者の知見等をもとに採点・審査を行います。

評価項目	評価の視点
理念・ミッション性	経営理念が企業の活動に反映されているか
新規性・独創性	企業の製品やサービスが革新的であり、世界に新しい価値を提供しているか
競争優位性	企業の製品やサービス、ビジネスモデルに競争優位性があるか
成長性	A. 企業の属する業種・業界に成長性があるか B. 企業自身に成長力があるか
グローバル性	A. 世界で戦うポテンシャルがあるか B. 海外進出・海外からの調達実績があるか
社会課題・政策課題への対応度	企業が社会課題の解決に寄与しているか

3. 応募方法

応募用フォームから、必要事項の入力を行い、ご提出ください。企業の基礎情報、財務情報（直近三期分の売上、営業利益、調達額）など、幅広く記載いただく旨、ご承知おきください。

- ・ 応募に際して手数料等はかかりません。
- ・ 応募内容に不備がある場合、審査できないことがありますのでご注意ください。
- ・ 応募内容の確認、追加資料のお願いなど事務局から応募者に対して連絡をさせていただくことがあります。

【応募用フォーム】

- [J-Startup第6次選定 公募用応募フォーム - フォームに入力する](#)

4. 今後のスケジュール

2026年10月23日（金）	募集開始
2026年11月13日（金）17時	募集締切（必着）
2027年2月以降	選定企業の公表

5. 選定の公表・PR 等

- ・ 選定結果等については経済産業省のホームページ等で公表します。なお、選定結果については、選定された企業様へのみご連絡いたします。選外となった場合、個別の通知は行いませんのでご了承ください。
- ・ 選定された企業の方に対しては、選定後のアンケート・広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力を依頼させていただくことがあります。
- ・ Microsoft Formsの仕様上、フォームの回答後は回答内容が応募者様に通知されません。
- ・ 選定過程や選定スケジュール等、審査・選定に関するご質問にはお答えできません。
- ・ セキュリティ等の事由によりMicrosoft Formsの利用が不可の場合、【11. 問合せ先】までご連絡ください。

6. 選定企業のフォローアップ

J-Startup事務局は、プログラムの円滑な運営及び支援の実施に必要な範囲において、J-Startup選定企業に対し、活動状況に関する報告やヒアリング等へのご協力をお願いすることがあります。

7. 選定の取消し・解除について

以下をはじめとする項目に該当すると認められる場合には、J-Startup事務局は、J-Startup選定企業としての選定を取消し又は解除とすることがあります。なお、J-Startup選定企業に選定される場合には、別途、詳細な内容を明記した誓約書をご提出いただきます。

- (1) J-Startup選定企業が、J-Startup評価項目に係る要件を満たさなくなった場合。
- (2) J-Startup選定企業が、J-Startup評価項目の各項目について、十分な取組を行っていないと認められた場合。
- (3) その他、J-Startup選定企業又はその役員等の行為が、J-Startup選定企業として不適切であると認められた場合。

8. 支援の有効期間

J-Startup選定企業の一部支援内容の有効期間は、令和11年度までとします（予定）。

9. 取得した情報の取扱いについて

- (1) 情報の取得及び利用目的

経済産業省（以下「当省」と記載）は、応募書類により取得した情報（個人情報を含む。）について、本選考手続のために利用するほか、当省からのお知らせのために利用させていただくことがあります。

(2) 安全確保について

当省は、取得した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取得した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(3) 利用及び提供の制限

当省では、本事業において取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、上記の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用し、公表することがあります。

(4) 委託先の監督

当省が、本件にかかる個人情報の全部又は一部の処理等を第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、当省同様適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

10. 問合せ先

以下のお問い合わせフォームからお問い合わせください。

お問い合わせ内容によっては、回答までに1週間程度お時間をいただく場合があります。

[お問い合わせフォーム - フォームに記入する](#)

※ セキュリティ上の制約等によりフォームを利用できない場合は、下記のメールアドレスまでお問い合わせください。

経済産業省 イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

J-Startup事務局(PwCコンサルティング合同会社)

(メール) jp_cons_j-startup@pwc.com

※ 件名に「(社名)「J-Startup」について」と記載してください。